

京 都 大 学 百 周 年 時 計 台 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (原状回復) 第12条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第10条の規定により使用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>(中 略) 第15条 } (1)～(3) } (略) 2 }</p> <p>(事務) 第16条 (略) (その他) 第17条 (略)</p>	<p>(原状回復) 第12条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第10条の規定により使用を中止させた場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>第15条 } (1)～(3) } (同 左) 2 }</p> <p>(<u>規程の変更</u>) 第16条 <u>総長は、次の各号に掲げる場合には、使用責任者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u> (1) <u>この規程の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。</u> (2) <u>この規程の変更が、第2条の目的及び記念館の使用目的に反せず、かつ、記念館管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u> 2 <u>前項による規程の変更にあたっては、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間をおいて本学ホームページに掲示し、又は使用責任者に電子メールで通知するものとする。</u></p> <p>(事務) 第17条 (同 左) (その他) 第18条 (同 左) 附 則 この規程は、令和2年6月1日から施行する。</p>